

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分確保するとともに、事業の迅速かつ円滑な実施に資する人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、十分な予算を確保するとともに、地方の社会資本整備や災害対策が計画的に進捗するよう適切に配分すること。
また、両交付金制度の運用に当たっては、採択基準の要件緩和、事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金による集中的支援及び地方財政措置を講じるとともに、積極的に技術支援を行うこと。
また、公共施設の機能の集約化・複合化については、必要な財政措置等を講じるとともに、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、引き続き都市自治体に対する支援を行うこと。
4. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な対策を推進すること。
5. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ、農地の納税猶予制度の拡充など税制上の優遇措置を拡充すること。
6. 東日本大震災関係
復旧・復興に係る公共事業については、十分な予算を確保すること。